

社会福祉法人寿会 評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿会（以下「法人」という。）の評議員及び役員の報酬等に関する事項を定める。

(評議員報酬)

第2条 評議員に対して評議員会に出席したときは報酬を支給する。

2 支給額は、1回につき 6,000 円（所得税控除後の額）とし、都度支給する。

(役員報酬)

第3条 法人が主催する監査及び外部監査、検査の立会ならびに役員会に出席した役員（理事長及び業務執行理事を除く。）については、各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲で報酬を支給する。

2 支給額は、1回につき 6,000 円（所得税控除後の額）とし、都度支給する。

(理事長等報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事に対して報酬を支給する。

2 理事長の支給額は、月額 400,000 円以内とし、期末勤勉手当は職員に準ずる。

3 業務執行理事の支給額は、月額 300,000 円以内とし、期末勤勉手当は職員に準ずる。

4 支給日は、毎月末日（支給日が休日の場合は前日）とする。

(退職慰労金)

第5条 役員が退職した時、退職慰労金を支給する。

2 理事長については、退任時の報酬月額に在任年数を乗じた額とし、3,500,000 円を上限とする。

3 理事・監事については、在職5期以上を対象として、500,000 円を上限とする。ただし、令和元年7月1日以降就任した理事・監事については 100,000 円を上限とする。

4 前各項のほか、任期中の死亡または在任中の功績により功労金を加算することができる。

5 前各項の退職慰労金を支給する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(費用弁償)

第6条 法人が主催する研修ならびに関係機関の行う研修会に理事長が依頼し、出席した役員については、職員旅費規程に準じて費用を支給する。

(適用除外)

第7条 この規程は、理事に選任されている職員については適用しない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の承認を得て改正する。

(補則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 役員報酬及び費用弁償と退職慰労金支給規程は、令和元年6月27日より廃止する。
この規程は、令和元年6月27日より施行する。